工事概要

本工事は、市民体育館のアリーナ天井面の石綿含有吹付け材を撤去改修するものである。
工法は除去工法とし、財団法人日本建築センターにおいて審査証明された工法とする。
石綿含有吹付け材を撤去後、錆止めし、不燃断熱材(30分耐火認定品)を吹き付けるものである。
石綿処理は、特別管理産業廃棄物の許可業者（収集運搬・処分）とする。
環境測定は公的機関にて行うこと。

適用基準等

「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（平成16年版）
鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例・施行規則
大気汚染防止法・労働安全衛生法・建設業法・石綿障害予防規則・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

特記事項

1．労働基準監督署及び保健所へ大気汚染防止法の届け出を工事開始前の２週間前までに提出すること。
2．工事に係る際に工事保険等に加入すること、及び建退共の証紙を購入し、工事完了時には、実績報告書を提出すること。
3．工事看板・労災・解体作業に関するお知らせ・立ち入り禁止等の掲示は監督員と協議をおこない掲示すること。
4．着工前に仮設計画書実施工程表を作成し、監督員に提出し確認を得ること。
5．監督員と連絡を密にし、工程管理、安全管理に配慮し施工すること。
6．着工前から完成までの工事記録写真を工程がわかるように整理し、Ａ４版を１部提出すること。
7．工事完了時に工事関係書類を作成し１部提出すること。
8．その他特記なき事項については、監督員と協議すること。
9．産業廃棄物の処理等については、関係法令を遵守すること。

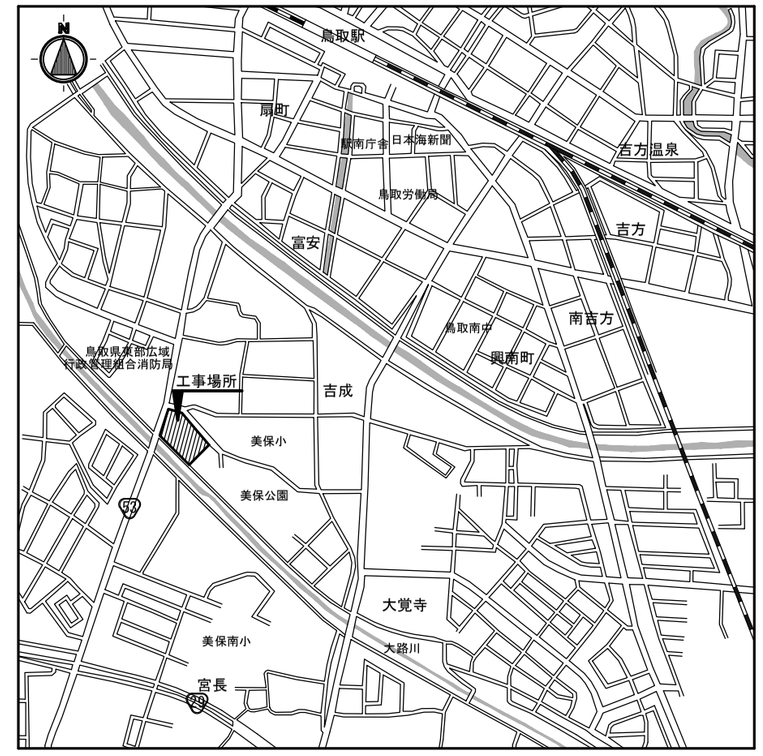

付近見取図

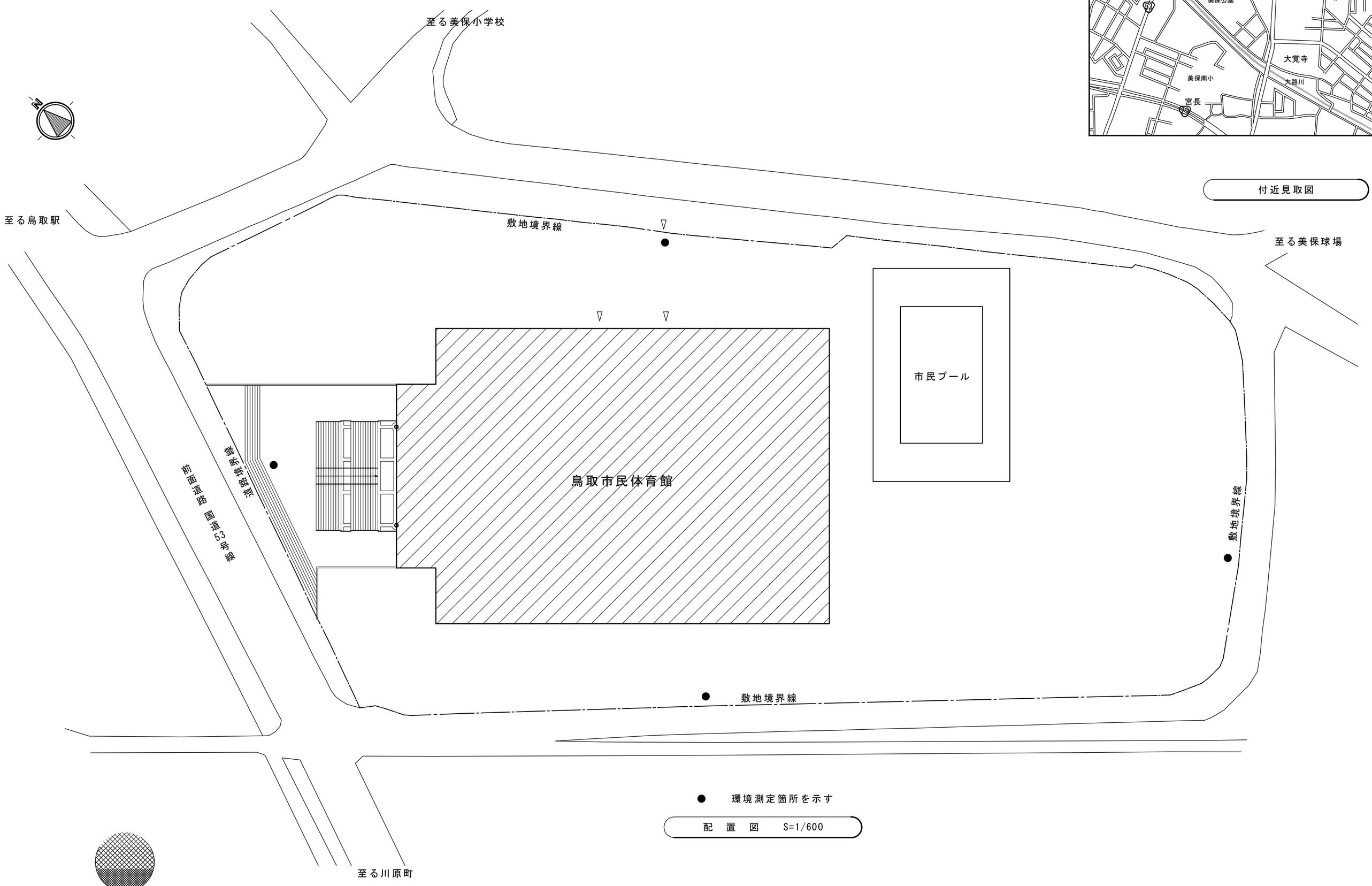

● 環境測定箇所を示す

配　置　図　S=1/600

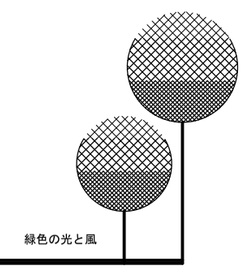

株式会社 山下設計工房	REMARK	CHECK A	CHECK B	CHECK C	CHECK D	DRAWING BY	CONSTRUCTION NAME	PROJECT NO	DRAWING NAME	SCALE	DATE	DRAWING NO
一級建築士事務所　第15－954号　一級建築士（大臣登録第159214号）山下卓治							鳥取市民体育館石綿処理工事		付近見取図 配置図	1/600	H18.2	A-1